

令和5年度「食育推進支援事業（食事提供活動支援事業）」委託要項

1 趣 旨

児童生徒の朝食に係る課題として、摂取率の向上、食事内容の充実、厳しい環境にある子どもたちへの支援などが挙げられ、学校において、子どもたちの食事の重要性の理解を促し、自分で食事を選択する力、食事を作る力を育成するなど、生涯にわたって望ましい食生活習慣を実践する力の育成が求められている。

このことから、子どもたちの望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、実践する力を育成するため、地域の食育ボランティア団体等（以下「実施団体」とする。）による食事提供活動及び食育活動の充実等を行い、県内の食育を推進する。

2 委託事業の内容

児童生徒に朝食の食事提供活動を実施する団体に対して食材、資料、情報等の提供を行い、ボランティアによる食事提供活動への理解を深め、活動を充実させる。

また、実施団体による食育活動を推進することにより、児童生徒の健康的な生活習慣に関する意識を高め、朝食の重要性の理解促進、自分で食事を選択する力等の育成を図る。

3 事業の委託先

公益財団法人高知県学校給食会に委託する。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月10日までとする。

5 委託事業の実施方法

(1) 食材等の調達・供給

①受託者は、高知県教育委員会が選定した実施団体の計画書等を勘案し、食事提供活動で使用する食材等の調達・供給を行う。

②現物支給一覧表（別紙）の中から食糧費は1人1回当たり200円相当を上限とし、1団体につき年間32,000円相当を、消耗品費は1団体につき年間20,000円相当を受託者が実施団体に現物支給する。なお、1団体が複数校で実施する場合は、1校についての上限とする。

応募が多数あった場合は、高知県教育委員会が予算内で調整し、上限金額を実施団体ごとに設定する。

③受託者は、実施団体と調整のうえ、前日までに実施に必要な食材等を現物支給する。

④各実施団体へ現物支給を行う際は、上限金額を超えていないか適宜確認をすること。

(2) 実施状況報告

受託者は、実施団体が適切に食事提供活動を実施しているか確認するため、実施団体又は学校から聞き取り等（必要に応じて現地訪問）を行い、食事提供活動の実施状況を高知県教育委員会に報告すること。

(3) 食育の推進

受託者は、実施団体が食事提供活動と食育活動を行うために必要な資料や情報提供を行い、朝食の普及・啓発、食育の推進に努めること。

(4) その他

上記（1）から（3）のほか、本事業の実施に必要な業務を行う。

6 実施体制

業務の実施にあたっては、責任者を明確にし、事業が円滑に実施できる体制を確保すること。

7 事業完了の報告

受託者は、本事業が完了したとき、委託事業完了報告書及び支出を証する書類の写を高知県教育委員会に提出しなければならない。

- ・実施団体名、実施場所、参加者、実施内容等を整理した一覧表
- ・実施状況を記録した写真
- ・実施団体等から提出された別紙様式3「食事提供活動実施報告書」
- ・その他必要な書類

8 委託経費

委託経費は743千円以内とし、その用途は、旅費、需用費（消耗品費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）の要する経費とする。

なお、手数料は事務取扱手数料、食育資料原稿料、ホームページ作成に係る費用とする。

9 委託料の支払い

委託料は事業が終了し、事業完了報告書の提出があった後に請求に基づき支払うものとする。

10 委託料の確定

委託者は、実施完了報告書及び収支決算書を受領したときは、委託業務の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受託者に対して通知するものとする。

委託料の確定額は、委託業務に要した経費に係る適切な支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

11 その他

- (1) 高知県教育委員会は、委託事業の実施に当たり、受託者及び実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (2) 高知県教育委員会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) 受託者は委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (4) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。